[翻訳]

中国「農民工」子女の義務教育問題と政府の責任

張 海英* 著 飯田 哲也**訳

中国におけるいわゆる改革開放政策以降, 急速な経済発展にともない都市に大量の「農民工」が流入したが, 都市では弱い集群である農民工子女の義務教育問題にたいする政策的・行政的対応がきわめて不充分な状態が存続している。具体的な実態としては, 彼らの失学現象, 教育格差, 精神的な健康などを主な問題として挙げることができよう。このような問題にたいして, 各級の政府の対応がはなはだ遅れていることを具体的事実で指摘することによって, 問題性への認識を喚起する。そのような認識にもとづいて, この問題が単に教育問題に限定されない問題として性格づけるという観点から, 可能な方策について, マクロレベルの政策, 戸籍制度の改革, 義務教育の保障の方策など若干の提言を示す。

キーワード:農民工、義務教育問題、戸籍制度、教育格差、管理・監督の強化

訳者解説

この小論は,張海英「中国農民工子弟的義務教育問題与政府的責任」の日本語訳である。執筆者である張海英氏は,中国中央教育研究所から日本留学生として派遣され,本学社会学研究科修士課程を修了後,文学研究科で博士学位を取得,中国へ帰国後,北京航空航天大学高等教育研究所で勤務,現在は同大学助教授で同研究所の副主任であり,同研究所発行の機関誌編集長も兼ねている。彼女の一貫した研究テーマは,中国における教育格差問題であるが,中国における識字教育問題の研究からスタートし,その後は未就学児童から大学教育にいたるまでの幅広い教育問題に取り組んでおり,中国の教

育社会学においては中堅的位置を占めている。 本文にもあるように、中国で進展している格差 が単に経済的格差だけでなくいろいろな生活分 野に及んでいる中で、もっとも知られていなく かつ対応が遅れている格差問題の1つである 「農民工」子女問題の一端を取り上げたもので ある。具体的な実態はここに述べられているこ とに尽きるものではないが、今後の研究の進捗 を期待して訳出した。原文は中国語で執筆され たものであるが、中国語特有の表現や中国事情 などがあるので、訳者が原文の文意を損なわな い範囲で、筆者の了解を得て若干の加筆・修正 をしたことをことわっておこう。

1. 問題の提起

^{*}中国·北京航空航天大学助教授

^{**}立命館大学産業社会学部教授

にともなって. 経済が急速に発展した都市で は、農村の余剰労働力を大量に吸収することに なった。農村から都市に流入した労働者は「農 民工 | と呼ばれている。彼らの多くは「農民身 分」つまり農村に戸籍があり、戸籍の移動条件 が若干緩和されたとは言え、都市戸籍を取得す ることがかならずしもまだ容易ではない。この ような農民工の存在・実態については日本では あまり知られていないだけでなく、この農民工 の子女の義務教育をめぐる諸問題は中国でもあ まり知られていない。その実態については〈参 考文献〉をみてもわかるように、小さな地方雑 誌・新聞などに断片的に取り上げられている程 度にすぎない。考えてみると、農民工の多くは 都市に住む人々があまり従事したがらない厳し い肉体労働や危険な労働のわりには廉い賃金と いう条件のもとで、相対的にも他の仕事よりは 低賃金で従事している。しかし、都市でのその ような労働によって、かなり長期間にわたって 生活している農民工は、今や欠くことができな い重要な存在として都市建設の一翼を担うよう になってきている。

農民工が都市建設にとって得難い戦力であり、都市における経済的繁栄の創出に大きく貢献しているにもかかわらず、農民工の社会福祉・医療保険・子女の義務教育問題は長い間なおざりにされている。転換期に面している中国においては、都市で新しく産み出された弱い集群である農民工には基本的な権利の保障が乏しく、かれらの子女の教育を受けるという基本的権利もまたあまり保障されていない。つまり、表面的に繁栄しているかに見える都市が「調和ある社会」ではないことを意味すると思われる1)。

社会的に効率よくしかも公平であるという

「調和ある社会」の発展を持続させることは、 国家・政府の当然の責務である。一般的に言え ば、とりわけ経済分野では公平と効率はおおむ ね矛盾する関係にあり、多くの場合には効率が 第一義的に追求されがちなので、できるだけ公 平の保障を追求するのが政府の職責であると言 えよう。

国家の発展が教育の発展に負うところ大であることを、現代の文明社会は経験的に私たちに示している。すなわち、教育を受けることの保障は人間が生きかつ発展するにあたっての基本的条件の1つであるだけでなく、国家の発展と社会進歩を促す重要な要素でもある。教育は社会的な公共事業の一環をなしており、とりわけ義務教育は政府が提供すべき社会的な公共サービスである。政府が義務教育について資源の確保、企画整備、合理的配置などによって、納税者すべての子女に義務教育を平等に保障する責任があり、農民工にたいしてもまた例外は許されないであろう。

農民工子女の義務教育を受ける権利を保障するには、社会のいろいろな分野における努力が必要ではあるが、政府が法律にもとづいて必要な行政措置および財政的支援を充分におこなうことがとりわけ重要である。政府が農民工子女の義務教育を受けることに責任を持つような社会に向かわないかぎりは、農民工は学校と社会を拠り所として生きることはできない。したがって、政府が農民工子女の義務教育にたいして責任をもって保障していくことが必要なのである。本稿は、そのような立場から農民工子女の義務教育の実態を示すことによってこの問題への認識を喚起するとともに、現段階で可能な方策を提起するというかたちの1つの試論として性格づけられるものである。

2. 農民工子女の義務教育における主要問題

農民工は社会的には1つの独自な集群をなしているが、かれらの子女の義務教育の受け方は同じではなく、一般的には「留守児童」と「流動児童」の2つに大別される。前者は農民工の戸籍所在地において義務教育年齢に達した子女であり、後者は父母にともなわれて都市に流入して義務教育年齢に達した子女である。目下のところ、「留守児童」も「流動児童」も、義務教育を受けるという点から見ると、質(=内容)および量(年限)の両面において教育から切り離されていることが多いという事態はきわめて重大な問題であると言えよう。この事態については3つの問題を指摘することができる。

(1)入学率の低さと失学現象

国務院女性児童工作委員会執務室と中国児童 センターが共同で, 中央政府の財政部と聯合国 (中国大陸以外の領土を含めた総称としてこの ような表現の仕方がある) における児童基金の ための一環として全国にわたる流動児童の生活 状況について行った調査結果によれば、中国の 流動児童の不就学率は9.3%であった。小学校 に入学する児童の中では半数近くが適齢年では 入学できず、「超齢就学」現象が顕著であり、新 入生のほぼ20%が9歳であり、流動児童のほぼ 30%が13,14歳でもまだ小学校で学んでいると いう実状である。9ヶ所の都市の調査によれ ば、ほぼ20%の流動児童が不法入学というかた ちで居住地の公立学校に入学しているが、6歳 の未入学流動児童は46.9%というきわめて高い 比率である、という報告もある。しかも入学し た流動児童には家庭が貧しいために学業の継続 が難しい者が少なからず存在している。目下のところ、おおよそ2000万人の流動児童のなかで半数近くが入学年齢に達していても未就学であるとも言われている。さらには、未就学児童の「児童工」問題が持ち上がっており、失学(未就学または中途退学)している12歳から14歳くらいの流動児童の60%程度が義務教育を修了しないままですでに労働に従事しはじめている²⁾。

留守家族の児童に対する教育も楽観視できない状況にある。両親が一緒にいないため、彼らの大部分は祖父母などによって育てられている。これら老人たちの半数以上は正規の学校教育を受けていなく、文化・教養面では低い位置にある。したがって、留守児童の(経済的に)生活維持を保証するだけが精一杯であり、教育面では意のままにならないのである。留守児童にたいしては学習へ誘導することや厳しいしつけがしばしば欠如しており、したがって好ましい学習態度や習慣の形成を自覚させることが難しく、安易なしつけによっていろいろな好ましくない習慣、具体的には勉学する気持ちが失われていることや勉学から逃げ出すという深刻な現象を指摘することができる。

(2)農民工子女における教育格差

大都市および中都市に居住している農民工は、自分たちの子どもが都市にある公立の小中学校に通学できないと思い込んでいるようである。なぜならば、公立の小中学校では戸籍のない外来の子女を受け入れないことが多く、受け入れるにあたっては様々な名目で3000元以上の「学費」が必要だからである。これにたいして低収入の農民工にとっては負担が重すぎると言えよう(参考として示すと、2002年の都市住民の年間支出は全国平均で6000元余りである)。

農民工の子女は、法的な措置がないままで都市の公立学校に通学しているとも言えよう。より具体的に言えば、受け入れ生徒数の割合の制限のもとで、幸運にも入学することができても、勉学条件ではいわゆる重点学校といった「良い学校」には通学できないのである。したがって一般的に言えば、大多数の農民工は子どもを故郷に送り返すか、ずさんな管理・低レベルの教師といった条件でも低い学費の学校への通学を余儀なくされるか、どちらかであるということにほかならない。

農民工子女の学校の大部分は臨時的に創設さ れた簡易学校であり、そこで臨時に教育に従事 している教員には教師としての資格がきわめて 曖昧な者が多い。そのような学校の教師には都 市において自ら志願した者が大部分であり、教 育にたいする情熱だけは持っているが、安定性 に乏しく教育者として必要な水準は相対的に低 いのである。このような簡易学校では施設・設 備がないに等しく、教師陣や管理水準すべてに おいて公立学校にははるかに及ばない状態にあ り、したがって基本資金と効力ある管理に欠け ており、教学活動をきちんとすることができな いような状況にある。そもそも学校が安全と健 康を軸として勉学条件を整える存在でないなら ば、教学の質量を保証することはむずかしいで あろう。以下の報道は農民工子女の学校の確か な実態を描いている例である。

「簡素な条件、劣悪な環境などは農民工子女の学校が直面している共通の問題である。記者が訪問したいくつかのかれらの学校はすべてみすぼらしいものであった。20平方米余りの暗い教室に50人くらいの生徒がいる。また工場のごみ捨て場の傍らに建てられている学校もある。北京市政府教育指導事務室の調査では、教師は

黒板にわずかのチョークだけで授業をしてお り、生徒たちが動きまわる場所などないか、あ っても狭すぎるかである。基本的な実験器具も なければ、体育、音楽、美術などの教材もまっ たくない有様である。かりにそのような教材が あっても、それを使える場所つまり専用教室が ないのである。農民工子女の小さな学校で勤務 している教師は、このような粗末な教学条件で どんな教育内容が保証されるだろうか、と憂慮 してとつとつと記者に話すのである。校舎には 消防設備が全くないので、万一火災が発生した ら、消火・救助などはお手上げである。2週間 で3つの学校を渡り歩くという『漂泊児童』と いう例もある。『動蕩漂泊』『南移北濡』という 表現が農民工子女の現状を示すのに最も相応し い言葉であろう」³⁾。

このような報道からも、農民工子女の勉学条件がひどすぎることを人は認めざるを得ないであろうが、それでも多くの農民工は農村に比べて都市の学校の方がましであることを知っている。具体的に指摘するならば、教師は普通語(=北京標準語)を話し、高学年になれば英語やコンピューターの授業があり、大多数の留守児童の受ける教育とは大きな差があるということにほかならない。

(3)精神的な健康問題

2004年の中国流動児童状況抽出調査によると、4分の1近くの流動児童は、都会人たちが自分たちを無視するあるいは蔑視している、ということを知っている。都市で生活している農民工の子女たちは、自分たちと都市の子どもたちの間に差別があることもよくわきまえており、かれらの大部分はそのような差別を乗り越えることがきわめてむずかしいと思っている。

さらには、父母の流動が頻繁であるためにしば しば転校を余儀なくされる子どもは、クラス内 では年齢がかなり上なので、皮肉をまじえて言 えば「鶴立鶏群」(本来はひときわ目立って優 れている意だが、ここでは身長のみひときわ高 いの意)という存在なので自尊心が傷つけら れ、きちんとした勉学に影響している。子ども たちは些細なことにも差別と不平等を強く感じ ており、対立感や卑下意識が進行することによ って心理的に平衡を失い、整備されている社会 に対抗意識を燃やすようにもなる。

言うまでもなく留守家族の子どもたちは長期間にわたって両親と離れているので、情愛を受けることに乏しく、したがって精神的な平衡が少なからず失われているという問題を指摘することができる。農村の留守家族の子どもたちは、両親との情愛に充ちた交流が長期にわたって欠けているので孤独感に苛まれており、自閉的になりがちであり、また社会に反抗的になりがちである。さらには、経済的な現世利益だけを追っかけるといった悪習に染まりやすい子どもがおり、彼らは情を求めることが次第に少なくなり、精神的空虚感と拝金主義が支配的になっていくのである。

以上簡単に見てきたように、農民工の子女が 特殊な環境に置かれていることによって、神経 過敏で傷つき易い特殊な集群をなしていると言 えよう。

3. 政府の責任について

先に簡単に述べたように、農民工の子女が義 務教育において差別的な条件のもとに置かれて いることには、政府の責任もまた問われなけれ ばならないであろう。政策面および行政面とい う2つの点から考えてみたい。

(1)政策面での諸問題

政府の政策について指摘できることは、マク 口な政策の滞りが農民工子女の義務教育問題を 深刻化させているのではないかということであ る。現在の「義務教育法」第8条には、「義務教 育事業は、国務院の指導のもとに、地方の責任 において管理を分担する」と規定されている。 法律では義務教育を受けることがすべての国民 の基本的権利であると規定されているにもかか わらず、中国におけるその実施は戸籍制度とき わめて不可分に関連している。すなわち.「就 学は戸籍地におけるものとする」というのが実 際の義務教育政策であるが、農民工とその子女 たちは流入地での居住権だけはあるが、都市の 居住地における戸籍のないものが圧倒的に多い のである。したがって、法律上の規定では一般 的に義務教育を受ける権利があっても、現行の 戸籍制度のもとでは戸籍地から他出している児 童にとっては就学が妨げられることになるので ある。

公民の居住権、戸籍権および義務教育を受ける権利の三者が不統一であり、農民工の子女と都市の子どもの間に不平等を醸成している。具体的に指摘するならば、農民工の子女は都市の児童とは身分上の違いがあるので、義務教育を受ける資格にも違いがもたらされるのであり、したがって農民工の子女は居住地で義務教育を受ける基本的権利が奪われていることになるのである。

中国の義務教育法にもとづけば、地方政府は 義務教育に責任を負うことになっているが、財 政上の責任の規定が欠けており、義務教育に要 する経費の責任もまた地方財政が負うというこ とにほかならないことになる。〈中央政府は主に中央各部門の教育機構の経費を負担するとともに、遅れた地域の教育の発展を援助することができる〉という法律が長期にわたって存続している。具体的な適用について言えば、地方財政としては各級の地方政府が教育機構整備の経費を負担することになっており、省政府については比較的大きな市の経費を負担し、農村については県と郷村が経費を負担することになっている⁴。

現在の中国における経済発展の進展にともな って、地域の経済的格差が次第に拡大していく 情況にあり、上記のような教育財政制度のもと では、一方では義務教育水準の発展に不均衡を もたらすことになり、他方では義務教育に「各 地為政, 条翠分割 | (一種の「縄張り | 的な行政 のあり方を意味し、 それぞれの地域が都合の悪 い分担を避ける) という局面を次第に形成して いくことになる。このことが農民工の子女が流 入地において義務教育を平等に受けることを阻 害する制度的な核心要素である。ここ数年来、 「流入地政府為主」と「公一学校為主」(受け入 れ先の政府と公立学校を主とするという意味) という方針を中央政府は提示し、農民工子女の 義務教育問題の政策や規定など一連の解決策を 併せて制定・指示したにもかかわらず、外来の 農民工子女の義務教育の経費負担という責任問 題と各地方の利益の関係という根本問題は解決 されていない。つまり地方政府では積極的な対 応に乏しくて、中央政府が要請するような成果 も曖昧なままである。

近年、農民工の子女にたいして学校が物質的 な援助を獲得するという成果が若干の地方政府 において認められるとはいうものの, このよう な解決策は膨大な農民工子女の義務教育問題に

とっては、燃えさかる火にコップ一杯の水をか ける程度に過ぎない。北京市朝陽区について例 示すると、統計によれば、流動人口のうちで義 務教育年齢に達している児童は約8万人で. 市 全体の児童の3分の1を占めている。そのなか で高額の公的な学資ローンによって公立学校に 通学している児童は約4.3万人であり、出稼ぎ 労働者の子女のための学校にまだとどまってい る児童は3.5万人である。朝陽区には「打工子 弟 | 学校(出稼ぎ労働者の子女のための学校) が101ヶ所もある。朝陽区で公的に認定されて いる育英学校と明圓学校を除いては、その他の 学校はすべて合法的に認められてはいないとい うのが現状である。ある報道によれば、朝陽区 の教育委員会は最近100台のコンピューターを 法的に認定されている2つの学校に付与した が、他の学校はすべて何も付与されてはいない とのことである。

(2)行政面での諸問題

次に指摘できるのは、行政の学校管理の措置が政府の解決策から著しく遅れていることである。中央政府が切実な政策を制定する責任があるにもかかわらず、地方政府にたいして必要かつ有効な行政管理手段を保証する政策が見落とされていると思われる。目下の農民工子女の義務教育問題は、公安、商工、税務、会計監査、計生(計画出産部門)、民生、財政など多方面の行政部門(日本の各省に相当する)がかかわっている。このことは以下のことを必要とする。すなわちそれぞれの行政部門が農民工子女の義務教育問題の重要性について共通の認識を持つこと、その基礎の上に協力のあり方の調整を推し進めること、そして制度的な仕組みをつくることによって、彼らが都市の児童と同じ様な義

務教育を充分に受けることができるように保障 することである。しかし現在のところ、それぞ れの行政部門がどこまで責任をもつかがはっき りしていなく、それぞれにとってマイナスにな るような問題にたいして相互に他の行政部門に 責任を転嫁しあっている。協同管理における制 度的規定が不明瞭であれば、船頭多くして船山 にのぼるという結果をもたらすことは誰もが知 っている。中央政府および省政府すべてがすで に多くの政策を出しているにもかかわらず、公 立小中学校は農民工子女から学費を相変わらず 徴収している現状である。先に挙げた公安等々 の行政部門は協力して政府の保証政策を推し進 めることにおいては不充分きわまりないと言え よう。さらに指摘できることは、農民工子女が 都市の公立学校に入学するには、手続きがきわ めて煩雑だということである。すなわち、流出 地から仕事で他出したという証明が必要である とともに、就業の証明、在住証明や計画出産証 明などが必要であるが、学校の審査などで散々 待たされたあとで、やっと申請書が流入した町 の管理事務所に届くといった具合である。しか もこのような証明には少なからぬ経費を管理当 局に支払わねばならないというが如き、 厄介き わまりないのであり、そのような波に翻弄され る農民工の苦労は並大抵ではない。

加うるに、都市での戸籍上の資格のない農民 工はそのような管理にたいしてはなんら為す術 を持っていないのである。農民工の就業および その子女の就学が放置されたままである状態を 是正に導く必要があることは当然であろう。こ のようにいささか特殊な社会的性格を帯びてい る農民工子女の「学校問題」にたいして、いく つかの地方政府では、自然の流れにまかせて放 任するか、つまり生じたり消えたりすることに ゆだねるか、粗暴な挙動をただ取り締まるという安易なやり方、などを採用している。このように無責任な管理業務のレベルでは、多くの子どもたちの失学をうながすだけでなんら問題解決にならないだけでなく、社会的矛盾をさらに深めるだけである。

4. 改革対策への提言

以上簡単に示したことによってもわかるように、農民工子女の義務教育問題は、単に教育問題という部分的に限定された問題という性格にとどまらず、現代中国の都市における貧困問題として、政治・経済・行政・文化など社会・生活全般の政策にかかわる問題である。そこでいくつかの提言というかたちで総合的問題であることを示すことによって、この問題への注目を喚起したい。

(1)マクロ政策

マクロな観点から政策を考えるならば、大きくは都市と農村との経済発展水準および義務教育その他における地域格差の縮小を基本に据えることが必要である。地域間の経済的な不均等発展が都市への膨大な流入人口を産み出している。政府のマクロな経済政策として、資金、人的資源、物的資源などにおいて農村や遅れた地域における経済的発展と義務教育の発展にたいして併せて支援するような調整の具体的な方策が要請される。そうすれば、経済発展や義務教育の水準における地域間格差が一定程度縮小に向かうだけでなく、農民工の数も徐々に減少していくであろうし、彼らの子女の就学にともなう様々な支障も次第に解消へと向かうであろう。

現段階では、法制度の整備を強力に推し進め ることが不可欠であり、法的拘束力の力量を有 効かつ具体的に依拠できるように高めるととも に、社会的に多方面にわたって義務教育問題へ の具体的な対応を促進することが望まれる。日 本が高度経済成長に依拠した社会発展にあった 時と似たような社会現象。つまり農民が郷土を 離れて都市に大移動するという現象が、中国で も眼前に展開されている。日本政府はこの面に おける法律と条件の整備に多大のエネルギーを 投入し、転換期における無秩序と混乱を避ける ことに力を注いだ。したがってこの面において 中国が吸収できる日本の経験が多くあると考え られるので、さらに広い視野に立って農民工子 女の義務教育問題の解決方法を探っていくこと が強く要請されるであろう。

(2)戸籍制限の改革

そもそも戸籍所在地で通学するということは かつてのいわゆる「計画経済」の産物であると ともに、計画経済体制を強化する手段でもあっ た。市場経済体制がほぼ完全に確立するにとも なって、このような制度の不合理性がますます 露わになってきている。すでに簡単に指摘した ように、農民工は仕事に従事することによって 都市の労働者・建設者として成長しており、居 住している市政府に納税もしており、居住して いる都市の繁栄にも貢献しているのである。し たがって、彼らはもともとの都市住民と完全に 同等に処遇される現実的根拠を有している存在 であり、彼らが流入している都市の政府が彼ら の子女に義務教育の機会均等を保障するのは当 然であると言えよう。国民が平等に義務教育を 受ける権利を有するという法律がこれまでに述 べたようなかたちで実際には侵犯されているこ

とは、社会的矛盾とりわけいろいろな格差の拡大を推し進めており、このままではこれからもさらに格差拡大を推し進めることが予想されるのではないだろうか。したがって政府は、義務教育における戸籍制限の改革および居住地における義務教育政策の実施にたいして、速やかに有効な措置を具体的にとる必要がある。

(3)義務教育への投資

義務教育への投資は政府の主要な責任あるい は義務の1つであり、政府は義務教育への投資 主体として位置づけられる。したがって、中央 政府には義務教育への投資力量を高めることが 要請される。都市住民によれば、政府はそのよ うな責任を果たすという点では比較的良好であ るとも言われている。しかし、農村においては どうであろうか。農村においては都市の水準か らは遙かに隔たっている。全体としては、中国 における教育財政の支出はきわめて不充分であ ると見なすことができる。国民総生産が1人当 たり600~2000米ドルの国家では、中央政府お よび地方政府が教育経費のほぼ70%を負担する と言われている。しかし中国では、中央および 省政府の教育経費の負担はこのような基準に照 らすとはるかに低いのである。ここで筆者がと りわけ強調したいのは、義務教育の主要経費の 負担について必要なこととして、中央政府と地 方政府の財政および管理権の配分について、中 央政府が法律および政策のかたちを具体的に明 確にすることであり、そのような法律に依拠し てそれぞれの行政部門に責任を負わせることで ある。農民工を受け入れている地方では、流動 人口の子女の義務教育の責任問題にたいして. 法律に依拠して監視を強めるならば、流入地の 政府の財政負担問題を保証することになり、し

たがって農民工子女の義務教育問題にたいする 障碍の解決に資すること大であろう。

(4)教育券制度

農民工子女の義務教育が確実になされる1つ の具体的な試みとして,「教育券制度」の適切 な実施を提言したい。教育券制度とは、 なんら かの指標にもとづいて経費など同等に扱われる ような教育券を直接生徒に発行することであ り、学校は受け取った教育券に相当する教育経 費を各級政府から支給されるという制度であ る。このような教育券制度は生徒たちが政府か ら教育費用を獲得することによって教育を受け る権利が保障されることを可能にするであろ う。と同時にまた、生徒たちにたいする戸籍地 就学という制限の突破口になるであろう。ま た、この制度は就学地域を自分で選ぶ現実的条 件を据える糸口にもなるであろう。教育券に関 する経費については、中央政府、流入地および 流出地の地方政府が協同で負担することにし て、負担の割合をどのようにするかについても 制度としてその措置を明確にする必要があるだ ろう。

(5)管理の強化

これまでの提言によってもわかるように、中 国では明確な法律および政策にもとづく強力な 管理がきわめて重要である。最近の都市では、 一方では出生率の低下傾向にともなって就学児 童数が減少しており、学校の合併が始まってい るが、他方では不就学の農民工子女が増大して いるという相反する状況に直面している。した がって政府は、都市にある教育資源を有効に活 用できるよう整理に努め、都市の小中学校の学 校経費を掘り起こすならば、入学生定数の拡大 が可能になるであろう。同時に、農民工子女の 就学の特殊性に適合するような学費貸与および 学籍管理制度—具体的には低額の学費・徴収項 目の削減など—を確立する必要がある。加うる に、厳しすぎる査定やさまざまな名目で経費を 徴収することへの対応などは、政府が具体的な 指導・管理・監督を迫られている急務と言えよ う。

さらには、学校における具体的な教学業務にたいしては、政府の教育監督・指導部門は教師全体を適切に指導・管理し、生徒の自尊心を傷つけるような言動、具体的には座席の差別的配置、差別的発言や評価などをなくすることに努め、幹部役員の選出や「少年隊」「共青」などへの入団といった面でも農民工の子女を平等に扱う方向に導くことが必要である⁵⁾。

(6)農民工子女の学校の発展のために

彼らの学校が発展する方向での誘導と支援を 具体的に提起したい。農民工子女の学校が「合 情合理但不合理」(情理に合うが法律には違反 する)といったきわめて対処しにくい境遇に置 かれている現状は大いに批判されるべきことで ある。農民工子女における大量の失学児童にた いして教育を受ける機会をきちんと提供する必 要性を認識すべきことは言うに及ばず、政府は 確実な考えにもとづいて義務教育を適切に提供 するような社会に向かうよう援助する必要があ る。政府が義務教育にたいする必需を充分に提 供できないという状況のもとでは、この種の学 校の管理にたいして当然必要と思われる措置を とらないならば、さらに重大な社会問題を誘発 する恐れがあるのではないだろうか。したがっ て, 目前で運営されている農民工子女の学校に たいして、政府はその援助を大いに強めなけれ ばならないであろう。

まずは農民工子女の学校の合法性を認識することである。そして同時に合法的な処遇の実現を目指しての指導と監督のもとにおくという前提にしたがって、学校業務にたいする基準を適切に緩和し、さらには物質的な援助・支援を強めることによって、教学を質量ともに高めることである。そうすることによって農民工子女の学校への受け入れについての管理体制が漸次進展するであろうし、就学適齢期を迎えた子どもたちのすべてが公立学校、私立学校を問わず就学可能になるであろう。

(7)社区の支援力量の強化

「社区」とは、地域社会の一定の範囲に居住する人々の一種の生活共同体として形成されたものであるが、住民管理と生活における一定の協力・協同が追求される都市の地域として性格づけられる(コミュニティに似ているが必ずしも同義ではない)。農民工子女の教育問題にたいしては、社区の支持と援助を強めることが求められるであろう。

近年来,都市における社区建設事業が推し進められるにともなって,社区組織は都市の発展を促進している。とりわけ精神文明(公衆道徳・相互扶助など社会生活における精神面のあり方)の建設という面において重要な作用を発揮している。しかし,社区組織はまだ主として都市住民のための業務にとどまっており,社区内の農民工にはほとんど関心を払っていない。事実としても、社区は政府の行政機能を引き受ける細胞のような存在となっており、農民工のために直接援助したり生活その他の面にたいする業務を明確にしていく方向に進んでいる。したがって、政府がそのような業務に人的および

物的な資源を投入していくことは当然であると 言えるが、それとともに社区内に居住する農民 工子女の基本状況をもきちんと掌握し、そのような正しい認識にもとづいて適切な登記業業を おこない、もって様々な援助を効果的に提供するスタンスが望まれれであろう。1つの社区内 に長期間にわたって居住しており、かつ義務 育適齢年に達した子女をもつ農民工にたいして は、その社区はそのような児童の就学責任を監督することは当然であるが、彼らのために精神 面での教育やよろず相談的な機構をあわせてと 皆することが望まれる。このような 手をさしのべることが望まれる。このような 面的な援助によって農民工政策の実施において 欠落している面を補うことになるであろう。

アメリカ, 日本などの先進国や中国における 台湾・香港地域では, 上に述べたようなコミュ ニティ的な活動について多方面にわたって豊富 な実践の蓄積を有しており, 中国にとっても好 ましいと思われる実践は大いに学ぶに値する し, また借用に値する考え方もおおいにあるは ずである。

(8)情報メディアの動員について

最後に、様々な情報メディアを動員して貧困を支援するような「調和ある社会」へ発展する雰囲気造りが大事であることを強調してこの小論の提言を結ぼうと思う。中国における市場経済体制の確立にともなって、情報メディアは経済的利益を追求する過程にあると思われるが、社会の文明と精神の好ましい建設にたいしても責任があるということが往々にしてなおざりにされがちである。社会の転換期においては、各種の不公平な社会現象に直面するものであるが、政府はそのような諸問題にたいしては各種

の情報メディアを活用して社会的弱者を支援する世論形成に向けての社会的雰囲気をつくって いく必要があろう。

総じて言えば、政府とすべての国民は以下のことをきちんと認識すべきであろう。すなわち、農民工子女の義務教育問題は決して農民工自身に帰せられる事情による性格のものではなく、全社会的問題として様々な対応が迫られる性格のものである、ということである。すべからくこの問題を適切に解決することは、労働力の水準を高めることに結びつくとともに、社会の調和ある発展を促進するものであり、ひいては社会の文明の進歩を実現する方向につながるであろう。

現在の中国における驚異的とも言える経済発 展とそれにともなう経済的格差の拡大について は様々に語られており、その現象面については 広く知られているところであろう。いわゆる 「先富論」にもとづく政策のある意味では当然 の結果であるが、置き去りにされている貧困層 が都市にも農村にも放置されたままであり、し かも固定化つまり階層移動が乏しい傾向を見せ ている。中国政府がその重大さに気付いている かどうかはともかくとして、2005年に入ってか らの社会科学の文献には〈和谐社会〉(調和あ る社会)という表現が新しく現れて広まってい る。胡錦濤政権が「先富論」に代わって新たに 打ち出した方向づけに照応するものであるが、 もし〈和谐社会〉を目指すならば、都市の貧困 層問題への適切な対応は不可欠である。農民工 を取り上げたのは、都市の貧困層研究の一環と しての意味をもつものである。その意味におい て、日中両国においてともにあまり知られてい なく、また論じられることの少ない農民工子女 の義務教育問題の一端を紹介し、現段階で考え

られるかぎりでの対処について、本論考では若 干の提言をおこなったにすぎない。しかし、こ の問題はこの小論で述べたこと以上に根が深 く、中国における「改革開放」にともなう政策 の基本を効率と公平という両面から問い直すと いう理論的・現実的問題を孕んでいる問題とし て性格づけられる。したがって、農民工の子女 のおかれている現状とそれにたいする政府・行 政の対処(対処していないことも含む)につい ての実態をより具体的に明らかにし、そのよう な実状に応じた具体的方策をさらに追求するこ とを今後の課題と考えている。

注

- 1) 「調和ある社会」(和谐社会)とは、2005年に入ってからいわゆる「先富論」に代わって「胡錦濤 政府」が打ち出した方向であり、これに照応して中国の人文・社会科学の文献に多用されるようになってきている。
- 2) 中国においては、いわゆる「未確認情報」が統計その他の数字においてしばしば見受けられる。したがって、いくつかの情報を比較検討することによって、相対的に事実に合致していると判断できるような数字を示さざるを得ないことが往々にしてあるのである。この小論で出所が鮮明でない数字については実態の一端を示しているという程度に受け止めればよいであろう。
- 3) 「新华网」2004年2月16日の記事。記事の中の 『動蕩漂泊』とは、漂泊して行方知れずという意 味の4文字熟語、『南移北濡』とは、南へ行った り北へ行ったりと、これまた似たような意味の 4文字熟語である。
- 4) 「政府」という表現について補足的に説明しておこう。中国には、中央政府の下に特別市、省、自治区などがあり、さらにその下に市、県があり末端に街道(=町)郷、村がある。そしてそれぞれの政治・行政機関としての政府―省政府、市政府、県政府といった各級の「政府」―が存在し、中央政府の方針にたいして相対的に独自な

規定や政策を策定している。国内線の空港整備 費(空港税)の額が所在地(省)によって異な る,あるいは各種の罰金額が異なることなどを, それぞれの省政府が独自に決定するという例と して挙げることができる。

5) 「少年隊」「共青」とは、年少者を対象とした中 国共産党の下部組織のような性格の団体である。

参考文献

孔祥智・顾洪明:農村労働力移動のもとでの子女教 育問題研究(「山西財経大学学報」2004年12号) 李晓明「農民工子女の教育問題分析」(『教育と経済』 2005年1号)

周佳:農民工子女の教育問題についての考察と提言 (『中国教育学刊』2003年10号)

琚晋华・吉志强:「都市における農民工子女の当面する教育問題の考察」『青海社会科学』2004年9号 その他として「中国青年報」「京华時報」「新华网」な どの各紙誌